

三鷹市立図書館の基本的運営方針（素案）に関する パブリックコメントの概要

下記のとおりパブリックコメントを実施します、みなさんのご意見をお寄せください。

記

1 基本的運営方針の概要

市では、『第4次三鷹市基本計画（第1次改定）』（以下「基本計画」という。）の第7部第1生涯学習の推進2図書館活動で示す施策及び主な事業の推進にあたり、図書館の果たすべき機能と役割、運用の方向性をより明確にし、基本計画の着実な進展を図るため、三鷹市立図書館の基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定します。

基本的運営方針は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）」に基づき策定する基本的な運営の方針に位置付け、同基準に示される管理運営、図書館資料、図書館サービス及び職員について、網羅的に策定する個別計画です。

2 意見募集期間

平成29年9月15日（金）から10月5日（木）まで（必着）

3 意見提出できる方

三鷹市内在住・在勤・在学の市民、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方（団体を含む。）

4 提出方法

以下の事項を明記して、開館時に直接持参されるか、郵送、ファクスまたはメールにてお送りください。

①基本的運営方針（素案）への意見、②住所、③氏名、④電話番号

（団体の場合は、①基本的運営方針（素案）への意見、②所在地、③団体名、④代表者の氏名、⑤電話番号を明記してください。）

4 提出先

〒181-0012 東京都三鷹市上連雀八丁目3番3号

三鷹市教育委員会教育部三鷹市立図書館

ファクス：0422-43-0332

メールアドレス：tosho@city.mitaka.tokyo.jp

5 問い合わせ先

三鷹市教育委員会教育部三鷹市立三鷹図書館（本館） 0422-43-9151